

(法安 67)

平成 30 年 8 月 22 日

都道府県医師会担当理事 殿

日本医師会常任理事
城守 国斗

「日本医師会 医療事故調査費用保険」の改定について

平成 27 年 7 月 10 日付文書(法安 47)にてご案内のとおり、平成 27 年 10 月の医療事故調査制度施行と同時に、日本医師会では、医療機関が院内事故調査で支出した費用を担保するための保険を創設しております。

制度開始から間もなく 3 年を迎えるにあたり、本会ではこれまでの本保険の利用状況等を鑑みながら、会員の先生方にさらにお役に立てる保険となるよう、鋭意見直し、検討を行ってまいりました。その結果、来年(2019 年)10 月から、保険内容を 2 点改定することといたしましたので、あらかじめその概要をお知らせ申し上げます。

改定の 1 点目は「支払費目の拡大」です。新たに、「院内事故調査委員会の立ち上げに要する費用」が支払い対象となります。これは、医療機関が院内調査委員会を設置するにあたり、その医療機関の職員などが準備業務に張り付くことに伴うコストなどを、一定の金額で補償するというものであります。

支払いは固定金額として、おおむね 15 万円程度を想定しております。

改定の 2 点目は「対象病床数の拡大」です。現行の「99 床以下」から「199 床以下」にまで、拡大することといたします。

これに伴い、100 床～199 床の病院の管理者である A1 会員の先生には、現在、日本医師会以外において任意でご加入いただいている医療事故調査費用保険について、更新の際に見直していただく必要がございます。詳しくは都道府県医師会、郡市区医師会等、ご加入の際の窓口になりました保険会社等から、ご説明をお受けいた

だきたいと存じます。

なお、保険対象とはならない A1 会員以外の方、200 床以上の病床を有する病院の会員の方に関する保険につきましては、これまでと同様に、日本医師会以外で任意にご加入できる商品がありますことを付け加えさせていただきます。

貴会におかれましては、今回の保険内容改定の趣旨をご理解いただき、管下会員へご周知賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

1. 改定時期 : 2019 年 10 月 1 日

2. 内 容:(下線部分が変更点となります)

- (1) 商品名:「日本医師会医療事故調査費用保険」
- (2) 被保険者:日本医師会 A1 会員のうち、診療所及び病院(199 床以下)の開設者及び管理者(法人の場合は管理者に限る)
- (3) 保険金を支払う場合:被保険者が、医療法に規定される医療事故調査を行うために必要な費用を負担することによって被る損害に対して、保険金を支払う。
- (4) 対象となる調査費用:対象とする調査費用は次の費用のうち、医療事故調査に必要なかつ不可欠なものとする。
 - ① 死体の解剖、死亡時画像診断等の医療事故調査を被保険者以外の者に委託したことにより被保険者が負担した費用。
 - ② 被保険者が設置する院内事故調査委員会に参加する外部委員に対して、被保険者が負担した謝金等の費用。
 - ③ 院内事故調査委員会の立ち上げに要する費用(新規)
 - ④ その他、上記に準ずる費用(但し、支援団体への委託費用については 20 万円を限度とする)。
- (5) 支払限度額:1 事故/保険期間中 500 万円

以上